

10 チャレンジサポート資金

項目	融資条件等																																							
目的	国の全国統一制度により、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図る。（経営力強化保証制度）																																							
融資対象者	金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗の報告を行う者																																							
資金使途	設備又は運転資金																																							
融資限度額	8,000万円																																							
融資期間	設備	1年以上7年以内（据置期間1年以内） ※ただし、既往借入金を借り換える場合は10年以内																																						
	運転	1年以上5年以内（据置期間1年以内） ※ただし、既往借入金を借り換える場合は10年以内																																						
融資利率	責任共有対象	固定 年1.80%以内																																						
	責任共有対象外	5年以内	固定 年1.50%以内																																					
		7年以内	固定 年1.60%以内																																					
	7年超	固定 年1.70%以内																																						
保証料率（県補助後）	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する（年率）。</p> <p>ア 責任共有制度対象の場合</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td> </tr> <tr> <td>1.35%</td><td>1.10%</td><td>0.90%</td><td>0.70%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.45%</td><td>0.45%</td> </tr> </table> <p>※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ① 担保の提供がある場合 ② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合</p> <p>イ 責任共有制度対象外の場合</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td> </tr> <tr> <td>1.40%</td><td>1.35%</td><td>1.10%</td><td>0.90%</td><td>0.70%</td><td>0.70%</td><td>0.70%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td> </tr> </table>				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	0.50%	0.50%	0.45%	0.45%	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1.40%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.70%	0.70%	0.50%	0.50%
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	0.50%	0.50%	0.45%	0.45%																																
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
1.40%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.70%	0.70%	0.50%	0.50%																																
担保	必要に応じて徴求	保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要																																					
申込先	取扱金融機関、会議所、商工会、中央会																																							
事業計画書	<p>融資申込みの際に提出される事業計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。</p> <p>(1) 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。</p> <p>(2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策</p> <p>(3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画</p>																																							
責務及び報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者は、金融機関や認定経営革新等支援機関から経営診断、経営指導を受けるとともに、金融機関に対して四半期に1回、計画の実行と進捗状況を報告する。</li> <li>金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、計画の策定支援及び経営支援を行うものとする。（※金融機関自らが認定経営革新等支援機関の場合は、金融機関単独で行うことも可能。） この場合、必要に応じてチャレンジサポート中小企業経営力強化支援事業を実施する会議所及び商工会（商工会連合会を含む）に専門家派遣等の支援を求めることができる。</li> <li>金融機関は、原則として年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。 なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。</li> <li>金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。</li> </ul>																																							